

小田原市監査委員公表第10号

令和元年12月26日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 鈴 木 美 伸

定期監査（Ⅱ）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和元年10月11日から令和元年12月25日まで

3 監査実施部課等

企画部	企画政策課、広報広聴課、公共施設マネジメント課、職員課、情報システム課
防災部	防災対策課
病院管理局	経営管理課、病院再整備課、医事課
	選挙管理委員会事務局
議会事務局	議会総務課

4 監査の対象

主として平成31年4月から令和元年9月までの財務に関する事務の執行

5 監査の方法

監査の対象である事務等のリスクを考慮した上で、抽出により関係書類の閲覧及び照合を行うとともに、必要に応じ関係職員からの説明の聴取を行った。

なお、議員のうちから選任された鈴木美伸監査委員は、議員福利厚生費補助金及び政務活動費に関する事務の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行について法令に適合し正確であるか監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部の事務において以下のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 契約事務

ア 委託業務の委託について（広報広聴課）

業務期間が4月1日からの委託業務（単価契約）の4月分を、業者に委託せず担当課が業務を行っていた。

イ 随意契約（見積合わせ）執行について（経営管理課）

見積者の印が押印されていない見積書で落札者を決定していた。

(2) 支出事務

ア 補助金交付要綱について（議会総務課）

議員福利厚生費補助金交付要綱（概算払）について、実績報告書の提出期限が年

度内に額の確定が可能なように定められていないほか、額の確定、精算の手続に関する規定が補助金交付要綱準則に準拠していない。

7 監査の結果に添える意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に基づき次の意見を付記する。

(1) 随意契約における契約相手の信用状態等の確認について（契約検査課）

広報広聴課の執行した業務委託の随意契約において、相手事業者の信用状態及び暴力団との関係の有無（以下「信用状態等」という。）を確認せずに契約締結している事案が2件見受けられた。

監査実施時点で改めて所管課が確認した中では、当該事業者の信用状態等に問題があるわけではないが、それらが何ら確認されなくとも契約が締結されてしまう点に仕組み上の不備があると考えられる。

競争入札において指名競争入札参加資格者名簿に登載された者を指名する場合は、入札参加資格の審査に際して、事業者の経営状況や暴力団との関係についても確認が行われることから、指名業者の信用状態等について既に一定の確認がされている。しかし、随意契約においては、前記名簿に登録のない事業者（以下「非登録事業者」という。）を指名することも許容されていることから、非登録事業者を指名する場合には、別途、当該事業者の信用状態等の確認が必要であると考えられる。

小田原市契約規則第3条では、事業者の信用状態を適確に把握することを求めている。信用状態等の確認は、契約事務に携わる職員の自覚や心掛けだけに委ねてしまう性質のものではないと考える。

随意契約で非登録事業者を指名しようとする場合には、当該事業者の信用状態等を確認すること、及びその確認が適切に行われたかをチェックすることを、統制の仕組みとして整備されたい。